

令和5年度暫定版

措置費のしおり

～里親委託編～



広島県健康福祉局こども家庭課

=お問合せ先=

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 082-513-3167／FAX 082-502-3674

はじめに

このしおりは、令和4年度の交付要綱を基に作成しています。
当該年度の改正が行われるまでは、本しおりに記載の保護単価を暫定の単価として請求してください。

目 次

1 重要な留意事項	1
2 措置費支弁(支払い)の流れ	2
3 請求の際の留意事項	3
4 【令和5年度暫定】里親措置費保護単価一覧表	4
5 支払われる経費～各費目の概要～	6
6 様式一覧表～	18
7 各様式～記入例～	19

1 重要な留意事項

- (ア) 予防接種費は、種類によって請求方法が異なります。「措置費」又は「医療費」のどちらで請求を行うか確認をお願いします。……16 ページを参照……
- (イ) 実費相当額が支給される費目について(部活動費・中学生の学習塾費及び通学のための自転車購入費等)は、他の児童と同程度の支出となるように留意し、高額な支出となる場合は、事前に相談してください。
- (ウ) 「消せるボールペン」は長期的な保存に適していないため、提出する書類等には使用しないでください。
- (エ) 各自治体が単独で実施している就学援助や教育扶助制度等を利用している(受けている)場合は、里親措置費と重複して受給しないようにしてください。
- (オ) 下記、記載漏れの多い費目です。
- 【12月分措置費のみ該当】期末一時扶助費
…12月1日に児童が委託されている場合のみが対象
- (カ) 里親総合保険について
- 児童を受託中の里親で里親会に加入されている方は、保険の加入手続きを県が行い、保険料も県が負担しています。
- 委託児童が他人の物を壊してしまった場合や、他人にケガを負わせたり、里親の不注意により委託児童がケガをした場合等に適用される場合があります。
- 事故発生時は、速やかに広島県庁こども家庭課に連絡してください。
- (キ) 措置費等の課税上の取扱いについて
- 措置費等については、雑所得として所得計算されますが、委託児童の養育に要した費用や里親としての活動費などの必要経費を差し引いた結果、残額が生じない場合は課税所得は生じず、確定申告の必要はありません。
- 税務署からの照会があった場合は、里親委託に係る金銭の収支状況を説明する必要がありますので、収支状況の記録や書類を整理しておく必要があります。
- (ク) 医療費について
- 自己負担分は受診券により支払われます。
- 基準額以内で眼鏡に係る費用も支払えます。
(眼科医の処方箋が必要で、基準額が設定されています。)
申請が必要のため、管轄のこども家庭センターに連絡してください。

2 措置費支払いの流れ

措置費請求書及び費目に応じて必要な証明書を提出していただくことで、児童の養育に必要な措置費が支払われます。

◆措置費請求書の提出

月ごとの精算払いのため、前月分を翌月の5日までに広島県庁こども家庭課へ送付

例)9月分請求書は、10月5日までに送付。

重　　要

措置費の請求は、その年度内に行う必要があります。

当該年度3月分請求書(4月上旬提出期限)が、最後の提出となるので請求漏れが無いようにご注意ください。

◆措置費の支払い(振込)について

振込日…毎月20日

②20日が、休日又は祝日の場合…翌営業日

　　"　　土曜日の場合…前日(金曜日)

※措置費請求書の提出が遅れた場合は、遅れての振込になります。

◆年度末の単価改正に伴う差額の支払いについて

国の交付要綱の改正による当該年度4月から3月分に生じた差額は、こども家庭課で計算し振込みます。(詳細は別に通知します。)

◆その他

- ・ 里親登録情報(住所や電話番号等)に変更が生じた場合は、速やかにご連絡ください。
- ・ 国からの通知等を、必要に応じて随時送付しております。都度、ご確認をお願いします。
- ・ こども家庭課へ書類を提出の際は、封筒へ差出人情報を明記ください。

3 請求の際の留意事項

■措置費請求書の押印は不要です。

但し、訂正が必要な場合は署名欄に押印が必要で、訂正箇所に二重線を引き、署名欄に押印したものと同一の印鑑を使用し、訂正印を押印してください。

■証明書等は揃い次第、直近となる請求書に計上してください。

※数か月分をまとめて請求することもできます。

《例》4月～7月分の学校給食費の証明書が9月に揃った場合、9月分の請求書に計上することが可能。

但し、年度内に請求を完了する必要があります。

■領収書は、

【実費】で支払われるもの → 原本を添付。

《例》部活動費、交通費等

4 【令和5年度暫定(令和4年度改正後)】里親措置費保護単価一覧表

費目	添付書類	乳児	幼児	小学生	中学生	特別支援学校高等部	高等学校		その他
							国・公立	私立	
里親手当※1	—			90,000円／1人あたり (養子縁組里親及び親族里親は除く)					
一般生活費※2	—	60,670円					52,620円		
幼稚園費※3	様式1,2		実費						
学習指導費加算※4	—				8,290円				
教育費	一般教育費※5	—			2,210円	4,380円	4,380円		
	教材費※6	様式3				実費			
	交通費※7	様式4,5				実費			
	部活動費※8	様式6				実費			
	学習塾費※9	様式7				実費			
	入学時特別加算費※10	在学証明書					86,300円		
	資格取得等特別加算費※11	様式8					57,620円		
学校給食費※12	様式9				実費				
見学旅行費※13	様式10			22,690円	60,910円		111,290円		
入進学支度金※14	様式11			64,300円	81,000円				
夏季等特別行事費※15	様式12				3,150円				
特別育成費※16							次ページに記載		
冷暖房費※17	—			【毎月】870円	月初日(1日)委託されている場合のみ対象				
期末一時扶助費※18	—			【12月のみ】5,520円	月初日(1日)委託されている場合のみ対象				
職業補導費	職業補導費※19	職業補導機関の長の証明書添付							5,030円
	交通費※20	領収書等							実費
立生活支度費 ● 大学進学等自 ● 就職支度費	一般分※21	就職内定書・合格通知書等						82,760円	
	特 別 基 準 ※22	様式17,18, 17-1,18-1						198,540円	
里親委託児童通院費※23	様式19~21				月額上限7,500円 (認定を受けた児童が対象)				
社会体験・就労体験事業費※24	様式22						年額10万円以内		
受託支度費※25	様式23			一人あたり44,630円を上限とした実費					
予防接種費※26	様式24			実費					
防災対策費※27	様式25			【3ヶ月で支弁】実費(ただし、45万円以内)					

特別育成費※16

費　　目			高校生	高校に在籍 していない 児童(ウ)	添付書類
特 別 育 成 費	特別育成費 ※16-1	年額上限	(ア)国公立 279,960 円 (月額 23,330 円 × 12か月) (イ)私立 414,480 円 (月額 34,540 円 × 12か月)	—	様式 13
	交通費 ※7	—	実費	—	様式 5
	入学時特別加算費 ※16-2	上限	86,300 円	—	・在学証明 ・様式 14
	資格取得等特別加算費 ※11	上限	57,620 円		様式 8
	補習費 ※16-3	月額上限	1、2 学年 20,000 円 3 学年 25,000 円		様式 15
	補習費特別 ※16-4 (対象となる児童のみ)	月額上限	25,000 円		様式 16

(ア)(イ)について、

- 年度途中で、休学及び退学、里親委託・措置解除となった場合は、委託期間のうち高校の在学月数が、特別育成費の支弁対象となります。
月額保護単価 × 在学(在籍)月数 = その児童に関わる上限額とします。

(ウ)について

- 義務教育終了児童のうち、高校に在籍していない高校生相当の年齢児が対象。
(既に就職している児童は除く。)

5 支払われる経費～各費目の概要～

※1 里親手当

- ・その児童に係る委託手当(親族里親及び養子縁組里親は除く)

※2 一般生活費

- ・その児童の日常生活に必要な経済的諸経費。

※ 乳児とは1歳未満の者をいい、月途中において1歳に達した者については、その月中は乳児とみなします。

【日割り計算になるのは】

- ・月途中に委託又は委託の解除及び措置停止があった場合は、次の式により算定した額となります。

$$\text{➤ } \underline{\text{(算式)一般生活費日額単価(月額保護単価} \div 30.4 \text{(端数切捨て)}) \times \text{委託日数}}$$

※措置解除日は委託日数に含まない。

但し、措置解除日が月末日の場合は、日割り計算とはならず月額単価を適用する。

※措置停止の場合は、停止期間を除いた日数が委託日数となる。

(停止期間は、停止日から停止解除日(児童が戻ってきた日)の前日までの日数)

例えば

■《12月4日に児童が委託された場合》

- ・12月の一般生活費は、(日額) × 28日分

■《12月4日に児童が委託解除された場合》

- ・12月の一般生活費は、(日額) × 3日分

■《10月31日(月末日)に児童が委託解除された場合》

- ・10月の一般生活費は、月額単価

■《措置停止となった場合》

{ 11月26日措置停止
12月2日停止解除(児童が戻ってきた日)

- ・11月の一般生活費は、(日額) × 25日分
- ・12月の一般生活費は、(日額) × 30日分

※3 幼稚園費

- ・幼稚園及び認定こども園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費(寄付金は除く。)を合算した額。

注子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の認定を受けた児童(子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付費の支給を受けている児童)に限ります。

- ・各自治体において幼稚園就園奨励費の補助又は施設等利用給付費の支給がある場合は、その補助額を控除します。

【流れ】

補助(交付)を受けた月に、幼稚園就園奨励費補助一覧(様式2)に、決定通知書等の補助金額が記載されている書類を添付のうえ、措置費請求書と一緒にご提出ください。

措置費請求書の幼稚園費欄に、補助金額を差し引いた金額で計上してください。

【例】1月に補助金の交付を受けた場合

$$\text{1月分幼稚園費 } 25,540 \text{ 円} \text{ ひく 当該年度補助金額 } 68,700 \text{ 円} = -43,160 \text{ 円}$$

※1月分の幼稚園費の記入は、▲ 43,160 円となります。

※4 学習指導費加算

- ・学習習慣が身についていないなどによる学業に遅れのある小学生及び高校等受験を目指す中学生に対し、副教材の準備及び講師による指導等により学習指導を行う経費。

【重 要】《小学生について》

下記の①及び②に該当する児童のみ請求を行ってください。

-
- ① 学習習慣が身についていないなどによる学業に遅れがある児童
 - ② 学校の教材とは別に、参考書等を購入し自宅で学習指導を行った(領収書の提出は不要)
-

【注意事項】

- ・年度内で請求される月と、されない月があっても構いません。
- ・里親の申告により、請求を行っていただく費目となるため、請求がない場合は支給されません。

教育費

■※5 一般教育費

- ・児童の義務教育に必要な学用品費。

※新規委託及び委託の解除、措置停止等により1か月の在籍日数が少なく、学用品に係る支出がなかった場合は、その月の請求は行わないものとする。

■※6 教材費

● 対象になるもの

- (ア) 「教科書に準ずる正規の教材」として学校長が指定するものの購入に必要な教材代。「教科書に準ずる正規の教材」の範囲は、学校において当該学級の全児童が必ず購入することになっている副読本的図書、ワークブック、和洋辞書及び正規授業である特別活動のうち、クラブ活動において当該クラブの全児童が購入することになっている用具類に限られます。
- (イ) 当該学級の全児童が必ず準備しなければならない絵の具セット、習字セット、図工の授業で使用的する粘土や画用紙等の画材等は対象として良い。

※特別支援学校高等部の通学児は、他の施策により教科書代の支給が無い場合には、請求が可能。

なお、各教科等とは次のものです。

小学校	・国語・社会・算数・理科・生活・音楽・図画工作・家庭・体育・道徳 ・外国語活動・総合的な学習の時間　・特別活動(内クラブ活動に限る)
中学校	・国語・社会・数学・理科・音楽・美術・保健体育・技術・家庭・外国語・道徳 ・総合的な学習の時間

教材費対象外です

«入進学支度金に含まれるもの»

制服(基準服も含む)、名札、生徒手帳、名前ゴム印、連絡袋、体操服、水着等

«一般教育費や生活諸費等に含まれるもの»

- (ア) 学校において当該学級の全児童が購入しない(購入の可否を選択できる)もの
(イ) 印刷用品(用紙やインク等)、社会見学や文化祭、体育祭等の学校行事に係る費用、適性検査、アルバム代、学級費、連絡帳、生徒手帳、作品バッグや探検バッグ等のいわゆる学用品等
(ウ) クラブ活動以外の特別活動に係る費用
(エ) 授業で使用しないもの

■※7 交通費

- ・最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の、その普通旅客運賃の定期乗車券の実費を合算した額とする。(定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。)
・定期券を購入する際のデポジット及び、新幹線や座席指定等の料金は除く。
・学校の許可を受けた自転車通学に係る請求は、自転車購入費及び防犯登録費は可とし、その他の費用は不可とする。
・中学生及び特別支援学校在籍の児童は、入学時に学校長の証明書(様式4「交通費(通学証明書)」)の提出が必要。

■※8 部活動費

- ・部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。
- ・部活動を行うに当たり必要な道具類等で、部員が一齊又は共同で購入する物品であること。他の児童が購入する物と同程度又は中等品とし、華美にならないよう注意してください。
- ・遠征費については、学校からの案内(遠征日時や内容が記載されているもの)、クラブ等で費用を取りまとめる場合は、部活動顧問又は学校の領収書等を添付してください。

■※9 学習塾費

- ・学習塾に必要な授業料(月謝)、講習会費等の実費を合算した額。

注)里親宅からの通塾が困難である場合には、里親宅において受講する通信教育に必要な経費(授業料等)について請求が可能な場合があります。

事前にこども家庭課へ相談を行ってください。

注)家庭教師の月謝(謝礼)、ピアノ、スイミングスクール、習字、そろばん、外国語会話などの、いわゆるお稽古(習いごとに支出した経費は対象となりません。

■※10 (特支高等部)入学時特別加算費

- ・特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等購入費。

■※11 資格取得等特別加算費

- ① 第3学年を対象とするもので、児童の自立や就職支援を目的とするための資格取得又は講習等の受講をするための経費。
- ② 児童一人につき、在学中に1回限りの支弁となります。
- ③ 第3学年以外の児童で、請求を行う場合は事前に相談してください。
- ④ 義務教育終了児童のうち、高等学校に在籍していない児童(高校第3学年相当の年齢児)も対象。(既に就職している児童は除く。)
- ⑤ “資格は多い方がよい”等の漠然としたものではなく、その資格が児童の自立や就職にどのように有効なのかを明確にする必要があります。資格取得の結果は問いません。

※12 学校給食費

- ・学校給食費として徴収される実費を合算した額。

※学校から調整等による返金が行われた場合は、マイナス計上した証明書を提出してください。

※13 見学旅行費

- ・見学(修学)旅行に直接必要な交通費、宿泊、保険料等。

※14 入進学支度金

- ・入進学に際して必要な学用品等の購入費として、入学(転入)月に計上を行ってください。
 - ・様式12「入学(転入)証明書」について
 - 委託中の児童が、小中学校へ入学する場合は不要。
 - 新たに委託された児童が転校を余儀なくされ、制服等に指定がある場合には、その学籍に応じて入進学支度金の請求が可能。入進学支度金の請求を行う場合は、提出が必要。
- ※但し、転校に際し、実費がかかっていない場合は、請求は行わないこととする。

※15 夏季等特別行事費

- ・義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う臨海、林間学校等の行事に参加する行事費。

※16 特別育成費

■※16-1 特別育成費(国公立／私立)

- 高等学校在学中における教育に必要な
 - A) 授業料
 - B) クラブ費
 - C) 学校納付金・諸費
(入学金・学年費・学級費・生徒会費・PTA会費・積立金(修学旅行に係るものを除く)等)
 - D) 教科書代
 - E) 学用品費等の教科学習費
(学校の各教科の授業で必要な文房具類、体育用品、技術用具等の購入費。)
 - F) 入学後に購入した制服や体操服等の教科外学用品等

- 対象外の例

- A) 個人的に購入した参考書
- B) 修学旅行に係る経費(積立、保険料、集合場所までの交通費等)
- C) 就職や進学に係る費用等

1. 請求は、実費相当額を年額上限の範囲で請求を行い、年額上限に満たない場合は、その満たない額となる。
2. 毎年、年度初めに「在学証明書」の提出が必要。
3. 特別育成費で諸費や授業料等を請求した後に、精算や減免等により返金があった場合は、遅滞なく返金があった月に△(マイナス)計上をしてください。
4. 年度途中で、休学及び退学、里親委託・解除となった場合は、委託期間のうち、高校の在学月数が、特別育成費の支弁対象となります。
月額保護単価 × 在学(在籍)月数 = その児童に関わる上限額とします。
5. 在学期間確認の為に、学校の証明書を求める場合があります。

■※16-2 入学時特別加算費

- ・高等学校入学に際し、必要な学用品費等として、**入学月に計上を行ってください。**

※入学前に購入した制服一式・体操服・鞄・シューズ・上履き・シューズ袋等の教科外学用品が対象。

注)入学に際し、学校指定の制服や鞄がない場合など、準備する物がなく実費がかかっていない場合は対象外となります。

■※16-3 補習費

- ・学習塾などを利用した際に係る通塾費用等に充てられる経費。

注)里親宅において受講する通信教育等に必要な経費(授業料等)について請求が可能な場合があります。

事前にこども家庭課へ相談を行ってください。

※義務教育終了児童のうち、高等学校に在籍していない児童(高校生と同年齢の児童に限る)も対象。(既に就職している児童は除く。)

■※16-4 補習費特別

- ・特別な配慮を必要とする児童(※1)に対し、家庭教師等を里親宅に招き個別学習支援を行う方法等により実施した場合にかかる経費。

(※1) 集団学習に馴染むことが困難であると考えられる中学生及び高校生等。

児童の状況を伺うため、事前にこども家庭課へ相談を行ってください。

- ・※9 中学生の学習塾費と併用は出来ません。

※義務教育終了児童のうち、高等学校に在籍していない児童(高校生と同年齢の児童に限る)及び中学生も対象。(既に就職している児童は除く。)

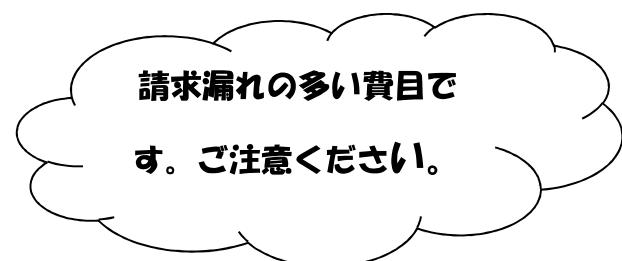
※17 冷暖房費

【毎月が対象】その月の初日(1日)に児童が委託されている場合のみ

※18 期末一時扶助費



【対象】12月1日に児童が委託されている場合のみ
・年末における被服等の購入費。



職業補導費

- ・義務教育を終了した後、公共職業訓練施設等の職業補導機関に通う児童が対象。
- ※職業補導機関の長の証明書添付が必要。

■※19 職業補導費

- ・教科書代等に充てられる費用。

■※20 交通費

- ・最も経済的な通常の経路及び方法による普通旅客運賃の定期乗車券の実費。

就職支度費・大学進学等自立生活支度費

【重要】委託解除時に、既に就職(進学)している場合は対象になりません。

■※21 一般分

- ・就職に際し措置が解除となる児童が対象。必要な寝具類、被服類等の購入費。解除日の属する月の精算に計上を行い、里親から児童へ現物給付の方法で支給を行ってください。
※ 児童一人につき、1回限りの支弁となります。

- ・進学に際し措置が解除となる児童が対象。必要な学用品及び参考図書類等の購入費。解除日の属する月の措置費に計上を行い、里親から児童へ現物給付又は、児童の口座へ振込を行う方法で支給を行ってください。

注) 児童の領収書は不要。

注) ※23 特別基準を申請の場合は、就職内定書(合格通知書)は不要。

■※22 特別基準

- ・就職又は進学に際し必要な住居費、生活費等。
- ・※21一般分の対象児童のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するものについて、こども家庭課において認定された場合に、請求が可能。
ただし、公的年金給付(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第3条第2項の公的年金給付をいう。)の受給者である場合には対象なりません。

(1)保護者のいない(死亡あるいは行方不明)児童等

(2)保護者がいる場合でも、養育拒否、虐待、放任等養育が適切でなく、保護者から就職するため必要な経済的援助が見込まれない児童等

注)管轄のこども家庭センターに申請後、認定通知を受けた後、精算書に計上を行ってください。

注)報告書(様式17-1、18-1)に、児童の領収書を添付し、こども家庭課へ提出が必要。

※23 里親委託児童通院費

■概要

対象となる児童	障害や重篤な虐待による心理的ケアなど定期的な通院が必要であり、通院に際して通院費用が発生する児童
対象となる通院先	○医療機関 ○障害児通所支援
対象となる通院費	○乗用車(自家用車)のガソリン代など燃料費 ○公共の交通機関の利用(※障害児通所支援に限る。)
対象児童の認定	こども家庭センター所長が必要性を判断したうえ、県知事が認定を行う。
月額保護単価	○対象児童 1人あたり、下記の月額保護単価を上限とする ア 専門里親 15,000円 イ ア以外の里親 7,500円
通院費の算定方法	○乗用車(自家用車)利用の場合 次のア及びイを合算した額 ア 路程(水路区間を除く。)1キロメートルにつき35円 イ 有料道路料金、航送料、有料橋の通行料等 ○公共交通機関利用の場合 実費負担額

■留意事項

電車やバス等の公共交通機関を利用して医療機関に通院する場合は、「医療費(通院費)」として、措置費とは別の請求・支払いとなります。

交通手段 通院先	乗用車 (自家用車)	公共交通機関
医療機関	里親委託児童通院費	医療費(通院費)として支払いとなります。
提出書類	支払証明書、領収書	請求書、領収書
障害児通所支援 (児童発達支援、放課後等デイサービス等)	里親委託児童通院費	里親委託児童通院費
提出書類	支払証明書、領収書	支払証明書、領収書

■支弁までの流れ

- ①認定申請書を、管轄のこども家庭センターへ提出
- ②こども家庭センターを経由し、申請書到着後に、こども家庭課において審査を行う
- ③該当里親へ認定結果を通知
- ④認定された場合、措置費請求時に、通院費支払証明書に領収書等を添付して提出
※通院の翌月分請求書に計上を行ってください。
『例』4月通院分は、5月分(6月5日提出期限)措置費請求書に計上。
- ⑤こども家庭課において、通院実績を確認後、支弁

※下記様式は、認定後に、認定通知書に同封して送付します。

様式20 「里親委託児童通院費(支払証明書)」

様式21 「里親委託児童通院費に係る変更届出書」

※通院実績(レセプト)のデータの到着時期により、措置費の振込が数日遅れる場合
があることを予めご理解ください。

重要 3月通院分に限り、請求方法は下記の通りとなります。

① 医療機関へ通院した場合

⇒4月分措置費請求書の提出時に、別途、3月分措置費請求書を作成し、「里親委託児童通院費」のみを記入(請求)の上、「里親委託児童通院費(支払証明書)」及び必要書類とあわせて提出してください。

提出期限:5月上旬(必着) / 振込予定:5月末

②障害児通所支援を利用した場合

⇒通常どおり、3月分措置費請求時に、「里親委託児童通院費」を記入し、「里親委託児童通院費(支払証明書)」に通所実績がわかる資料(領収書等)の写しを添付の上、提出してください。

③医療機関・障害児通所支援の両方を利用した場合

⇒下記、いずれかの方法で提出してください。

- (1)医療機関への通院費は上記①の方法で請求し、障害児通所支援に係る通院費は上記②の方法で請求する。
- (2)医療機関・障害児通所支援に係る通院費の両方を、上記①の方法で請求を行う。

※24 社会体験・就労体験事業費

■概要

対象となる児童	中学生以上の児童
対象となる事業	社会体験及び就労体験事業
実施方法(例)	○学校や民間団体等が主催する職場体験(インターン)に参加する ○就職セミナーに参加する ○ボランティア活動に参加する
対象となる経費	・旅費(交通費、セミナー参加費等) ・役務費(損害保険料等)、等
加算単価	年額10万円以内

■留意事項

※就職活動で使用するスーツやカバンなど、物品の購入は対象となりません。

■支弁までの流れ

内 容	時 期
実施した社会体験・就労体験事業の内容がわかる資料及び領収書を保管しておく。	当該年度4月1日～3月31日まで
該当がある場合は事前に、こども家庭課に連絡のうえ、「(様式22)令和__年度施設機能強化推進費(社会体験・就労体験事業)所要額調書」の送付を依頼する。	3月中
3月分の措置費請求時に、当該年度中に実施したすべての事業について、「(様式22)令和__年度施設機能強化推進費(社会体験・就労体験事業)所要額調書」に記入し、事業の内容がわかる資料及び領収書の写しとあわせてこども家庭課へ提出	(提出期限) 4月5日
こども家庭課で内容を確認の上、認定額を算定し、申請者へ通知	4月中旬～下旬ごろ
措置費請求書(令和__年(前年の)5月分として請求)をこども家庭課へ提出	(提出期限) 5月6日
前年の5月分措置費として追加支弁	支払(振込) 5月下旬予定

※25 受託支度費

・経費の使途は、新たに児童を受託した際に初期費用として必要となる物品の購入費用等として、委託児童のために支出した経費。

・対象期間は、委託の決定に向けたマッチングを開始した日から、正式委託日から1か月までの期間に限る。

※ 請求は、受託月又は受託月の翌月に行ってください。

※26 予防接種費

・接種した予防接種の種類によって、請求方法が異なります。必ず、確認してください。

※※措置費と医療費で、それぞれ別に「様式24 予防接種費用請求書」の提出をお願いします。※※

(ア)措置費で請求を行う予防接種の種類は、下記の通りです。

・措置費請求書「予防接種費」欄に計上のうえ、請求を行ってください。)

破傷風トキソイド	RS ウイルス	流行性耳下腺炎(おたふく風邪)	
予防接種法(昭和23年法律第68号)に規定する下記のA類疾病を予防するための予防接種			
ジフテリア	百日せき	急性灰白髄炎	麻しん
風しん	日本脳炎	破傷風	結核
Hib感染症	肺炎球菌感染症(小児がかかるものに限る。)	ヒトパピローマウイルス感染症	
新型インフルエンザ(※1)等感染症(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百二十四号。以下「感染症法」という。)第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症をいう。)、指定感染症(感染症法第六条第八項に規定する指定感染症をいう。)又は新感染症(感染症法第六条第九項に規定する新感染症をいう。)であつて、その全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められる疾病として政令で定める疾病(※2)			
(※2)政令で定めるA類疾病			
痘そう(天然痘)	水痘(水ぼうそう)	B型肝炎	ロタウイルス

(※1)季節性インフルエンザとは異なります。

(イ)医療費で請求を行う予防接種の種類は、上記の(ア)以外の予防接種となります。

・措置費請求書には、計上しないでください。措置費とは別に、医療費として振込みます。

※27 防災対策費

- (ア) 防災教育、避難訓練の実施及び防災用具の購入等、総合的な防災対策の充実にかかる経費の実費の合算額(ただし、45万円以内)で、3月分の措置費で請求を行うこと。
- (イ) 請求可能な範囲としては、長期備蓄が可能なものや家具の転倒防止等の防災対策に特化した物品の購入費用、防災を目的とした訓練等への参加費用とする。
- (ウ) 一般生活費と使途が重複する物品(衣服等)は、日常用と防災用の区別がつかない為、請求が出来ません。
- (エ) その他、防災対策費として請求したもの災害時以外に使用した場合には、使用した物品相当額を返還していただきますので、請求及び使用の管理にご留意ください。



6 様式一覧表

様式 No	様 式 名
様式第19号	措置費請求書
様式1	幼稚園費証明書
様式2	幼稚園就園奨励費補助一覧
様式3	教材費証明書
様式4	交通費(通学証明書)
様式5	交通費(支払証明書)
様式6	部活動費証明書
様式7	学習塾費証明書
様式8	資格取得等特別加算費申請書
様式9	学校給食費証明書
様式10	見学旅行参加証明書
様式11	入学(転入)証明書
様式12	夏季等特別行事参加証明書
様式13	特別育成費(支払証明書)
様式13-1	特別育成費(里親控え用)
様式14	入学時特別加算費支払証明書
様式15	補習費証明書
様式16	補習費特別証明書
様式17	就職支度費特別基準申請書
様式 17-1	就職支度費特別基準支給報告書
様式18	大学進学等自立生活支度費特別基準申請書
様式 18-1	大学進学等自立生活支度費特別基準支給報告書
様式19～21 (様式第1～5号)	里親委託児童通院費対象認定申請書、里親委託児童通院費(支払証明書)、里親委託児童通院費にかかる変更届出書
様式22	施設機能強化推進費(社会体験・就労体験事業)所要額調書
様式23	受託支度費(支払証明書)
様式24	予防接種費用請求書
様式25	防災対策費(支払証明書)

7 各様式～記入例～

措置費請求書					
<p>¥ 表の最下段の合計額を記入してください</p> <p>児童福祉法第27条第1項第3号の規定により措置された児童 ○○○○ のほか <input type="text"/>名に対する令和 <input type="text"/>年 <input type="text"/>月分措置費として、上記のとおり請求します。</p> <p>委託児童が一人の場合は「ー」を記入。</p> <p>請求しようとする月の月末日以降の日付を記載。例：9月分なら9月30日。</p> <p>令和 年 月 日</p>					
内訳					
費目	単価又は所要額	延べ人員	金額	備考	
里親手当					
一般生活費					
幼稚園費					
学習指導費加算					
一般教育費					
教材費					
교통費					学校長証明書添付
部活動費					証明書添付
学習塾費					証明書添付
入学時特別加算費(特支高)					在学証明書
資格取得等特別加算費(特支高)					証明書添付
学校給食費					学校長証明書添付
見学旅行費					学校長証明書添付
夏季等特別行事費					学校長証明書添付
入進学支度金					学校長証明書添付
特別育成費					証明書添付
交通費					証明書添付
入学時特別加算費					在学証明書
資格取得等特別加算費					証明書添付
補習費					証明書添付
補習費特別					証明書添付
期末一時扶助費					(12月分のみ)
冷暖房費					
受託支度費					(最初の委託月のみ)
予防接種費					証明書添付
防災対策費					3月分に計上
合計			○○○○円		

該当となる費目を記入してください。

<訂正をする場合は押印が必要>
 署名欄に押印をし、間違えた箇所に二重線を引き、必ず、署名欄と同じ印鑑で訂正印を押してください。
 (捨印での修正は不可ですので、捨印は必要ありません。)

《記 入 例》

(様式1)

幼稚園費証明書

次の児童の幼稚園費(令和 年 月分)は、以下のとおりであることを証明します。

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

幼稚園所在地

幼稚園名

幼稚園長氏名

(印)

児童名	学年	金額	内容
○○ ○○	年長	6,000 3,200 500 1,800	▲月分保育料 " 給食費 " 絵本代 " バス代
合計		× × × 円	× × × 円

※上記金額領収日 令和 年 月 日

《記 入 例》

(様式2)

幼稚園就園奨励費補助一覧

次の児童は、幼稚園就園奨励費の補助を受けました。

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

里親氏名(○ ○ ◇ ◇)

児童名	学年	補助金額
○○ ○○	年長	50,000
合計		× × × 円

(注) 補助金額が記載されている書類(決定通知書等)を添付すること。

《記入例》

(様式3)

教材費証明書

次の児童が使用する次の品目(令和 年 月分)は、教科書に準ずる正規の
教材であることを証明します。

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

学校所在地
学校名及び
学校長名

児童名	学年	金額	品目	教科	教材
【例】○○○○	小4	300	国語	国語のドリル	
"	"	560	道徳	みくみの道徳	
"	"	480	理科	理科学習ノート	
"	"	450	算数	計算ドリル	
△△△△△	小2	320	数学	サマースクール数学	
"	"	3,000	英語	和英辞典	
注) これらの教科に該当しないものは、教材費の該当にはなりません。		580	技術	作品材料費(技術家庭)	
"	"	260	音楽	ミュージックノート	
合計		× × × 円			

※小学校の場合　・国語　・社会　・算数　・理科　・生活　・音楽　・図画工作　・家庭　・体育　・道德

・外国語活動　・総合的な学習の時間　・特別活動(内クラブ活動に限る)

※中学校の場合　・国語　・社会　・数学　・理科　・音楽　・美術　・保健体育　・技術　・家庭　・外国語

・道徳　・総合的な学習の時間

※上記金額領収日　令和 年 月 日 (全額領収した最終日を記載してください。)

《記入例》

(様式4)

交通費(通学証明書)

次の児童が、通学に次の交通機関等を利用することを許可したことを証明します。

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

学校所在地
学校名及び
学校長名

児童名	学年	学年	利用交通機関等
○○○○	1	1	自転車
"	"	"	バス□□～□□間

《記入例》

(様式5)

交通費(支払証明書)

次の児童の通学にかかる経費(令和 年 月分)は、以下のとおりです。

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

里親氏名(○ ○ ◇ ◇)

児童名	学年	金額	備考
○○○○	1	20,000	自転車購入費
○○○○	1	5,000	▲▲バス □□～□□間 1ヶ月定期
合計		× × × 円	

注) 領収書や定期券(写)を添付してください。

《記入例》

(様式6)

部活動費証明書

次の児童の部活動にかかる経費(令和 年 月分)は、以下のとおりです。

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

里親氏名(○ ○ ◇ ◇)

児童名	学年	クラブ名	金額	備考
○○○○	中2	サッカー	8,000	バイク購入費
"	"	"	900	遠征費 ○月○日 JR 広島～呉
合計			× × × 円	

注) 顧問の先生や購入店舗等の領収書を添付してください。
領収書がない場合は、遠征の案内等学校からのお知らせを必ず添付してください。

《記 入 例》

(様式7)

学習塾費証明書

次の児童の学習塾費(令和 年 月分)は、以下のとおりであることを証明します。

令和 ●● 年 ● 月 ●● 日

学習塾所在地
学 習 塾 名
学習塾長氏名
印

児童名	学年	金額	内 容 (内 訳)
○○ ○○	中1	12,000	▲月分授業料(数学)
		12,000	〃 授業料(英語)
		3,500	〃 實施模試受験料
		2,200	消費税
合 計		× × × 円	

注) 確認書類として、請求書の写しを添付してください。

※上記金額領収日 令和 年 月 日

《記 入 例》

(様式8)

資格取得等特別加算費申請書

令和 ●● 年 ●● 月 ●● 日

施設長(里親)氏名 ○○ ◇◇

広島県知事 様

標記について、次のとおり申請します。

1. 施設(里親)名	● ● ● ●
2. 対象児童名	○ ○ ○ ○
3. 希望する資格又は講座等名称	自動車運転免許
4. 資格又は講座等の実施者名	△△ドライビングスクール
5. 本申請の対象児童への加算実績の有無	無し
6. 本申請以外の補助の有無 (有の場合は、補助の名称及び補助額)	有 県社協の就職奨励金 补助額 20万円

※受講料等支払いの証明となるもの(領収書等)を添付すること。

※こども家庭課に申請を行い、認定された後に請求を行うこと。

《記入例》

(様式9)

学校給食費証明書

次の児童の学校給食費(令和 年 月分)は、以下のとおりであることを証明します。

令和 ●● 年●月●●日

学校所在地
学校名及び
学校長名

印

児童名	学年	金額	備考
〇〇〇〇	3	4,500	②225円×20日分
合計		×××円	

※上記金額領収日 令和 年 月 日

《記入例》

(様式10)

見学旅行参加証明書

次の児童が、見学旅行に参加したことを証明します。

令和 ●● 年●月●●日

学校所在地
学校名及び
学校長名

印

児童名	学年	日 nich	行先
〇〇〇〇	6	令和●●年●●月●●日から	山口、福岡
		令和●●年●●月●●日	

例入記

（様式11）

入學（転入）証明書

次児童が、当学校に転入したことを証明します。

学校所在地
学校名及び
学年名

入学（転入）月	児童名	学年		
令和〇年△月	○○○○	小1		

【証明書が必要な場合】

に委託された児童が転校を余儀なくされ、制服
指定があり、入進学支度金を請求する場合。

【-①】証明書が必要な場合】

- ・新たに委託された児童が転校を余儀なくされ、制服等に指定があり、入進学支度金を請求する場合。

※不要な文字は消すこと

《記入例》

(様式12)

書明証参加行事特別季等夏

次の児童が、夏季等特別行事に参加したことを証明します。

次の児童が、当学校に入学した(当学校に転入した)ことを証明します。

学校所在地
学校名及び
学年名

入学（転入）月	児童名	学年		
令和〇年△月	○○○○	小1		

【証明書が必要な場合】

に委託された児童が転校を余儀なくされ、制服
指定があり、入進学支度金を請求する場合。

【-①】証明書が必要な場合】

- ・新たに委託された児童が転校を余儀なくされ、制服等に指定があり、入進学支度金を請求する場合。

※不要な文字は消すこと

-25-

《記入例》

特別育成費(支払証明書)

(様式13)

次の児童の特別育成費(令和元年4月分)は、以下のとおりです。

学年 国公立・私立 3年

令和●●年●●月●●日

児童名 □□■■ 里親氏名(○○△△)

里親氏名(○○△△)

経費の種別

- (ア)授業料
- (イ)クラブ費
- (ウ)その他の学校納付金
- (エ)教科書代
- (オ)学用品費
- (カ)その他の教科学習費

支出の根拠となる書類の添付が
必須です。

請求月	請求額	備考欄
4月	67,500円	
5月	×××円	
6月	0円	
7月	円	
8月	円	
9月	円	
10月	円	
11月		
12月		・様式13「特別育成費(支払証明書)」に記入した請求額を記載。
1月		・年度途中で、年額上限に達した場合は、上限額以降の請求は行えませんので、ご注意ください。
2月		
3月	円	
年額合計	●●●円	
措置費請求額合計 (年額)	〇〇〇円	【年額上限】 国公立 279,960円(23,330円×12か月) 私立 414,480円(34,540円×12か月)

請求月	請求額	備考欄
4月	67,500円	
5月	×××円	
6月	0円	
7月	円	
8月	円	
9月	円	
10月	円	
11月		
12月		
1月		
2月		
3月	円	
年額合計	●●●円	
措置費請求額合計 (年額)	〇〇〇円	【年額上限】 国公立 279,960円(23,330円×12か月) 私立 414,480円(34,540円×12か月)

請求月	請求額	備考欄
4月	67,500円	
5月	×××円	
6月	0円	
7月	円	
8月	円	
9月	円	
10月	円	
11月		
12月		
1月		
2月		
3月	円	
年額合計	●●●円	
措置費請求額合計 (年額)	〇〇〇円	【年額上限】 国公立 279,960円(23,330円×12か月) 私立 414,480円(34,540円×12か月)

注) 年額合計が、上限に満たない場合は、その満たない額が請求額となります。

《記入例》

里親控え用

(様式13-1)

特別育成費の毎月請求額の控え

学年 国公立・私立 3年
児童名 _____

里親氏名(○○△△)

請求月	請求額	備考欄
4月	67,500円	
5月	×××円	
6月	0円	
7月	円	
8月	円	
9月	円	
10月	円	
11月		
12月		・様式13「特別育成費(支払証明書)」に記入した請求額を記載。
1月		・年度途中で、年額上限に達した場合は、上限額以降の請求は行えませんので、ご注意ください。
2月		
3月	円	
年額合計	●●●円	
措置費請求額合計 (年額)	〇〇〇円	【年額上限】 国公立 279,960円(23,330円×12か月) 私立 414,480円(34,540円×12か月)

請求月	請求額	備考欄
4月	67,500円	
5月	×××円	
6月	0円	
7月	円	
8月	円	
9月	円	
10月	円	
11月		
12月		
1月		
2月		
3月	円	
年額合計	●●●円	
措置費請求額合計 (年額)	〇〇〇円	【年額上限】 国公立 279,960円(23,330円×12か月) 私立 414,480円(34,540円×12か月)

請求月	請求額	備考欄
4月	67,500円	
5月	×××円	
6月	0円	
7月	円	
8月	円	
9月	円	
10月	円	
11月		
12月		
1月		
2月		
3月	円	
年額合計	●●●円	
措置費請求額合計 (年額)	〇〇〇円	【年額上限】 国公立 279,960円(23,330円×12か月) 私立 414,480円(34,540円×12か月)

請求月	請求額	備考欄
4月	67,500円	
5月	×××円	
6月	0円	
7月	円	
8月	円	
9月	円	
10月	円	
11月		
12月		
1月		
2月		
3月	円	
年額合計	●●●円	
措置費請求額合計 (年額)	〇〇〇円	【年額上限】 国公立 279,960円(23,330円×12か月) 私立 414,480円(34,540円×12か月)

請求月	請求額	備考欄
4月	67,500円	
5月	×××円	
6月	0円	
7月	円	
8月	円	
9月	円	
10月	円	
11月		
12月		
1月		
2月		
3月	円	
年額合計	●●●円	
措置費請求額合計 (年額)	〇〇〇円	【年額上限】 国公立 279,960円(23,330円×12か月) 私立 414,480円(34,540円×12か月)

請求月	請求額	備考欄
4月	67,500円	
5月	×××円	
6月	0円	
7月	円	
8月	円	
9月	円	
10月	円	
11月		
12月		
1月		
2月		
3月	円	
年額合計	●●●円	
措置費請求額合計 (年額)	〇〇〇円	【年額上限】 国公立 279,960円(23,330円×12か月) 私立 414,480円(34,540円×12か月)

請求月	請求額	備考欄
4月	67,500円	
5月	×××円	
6月	0円	
7月	円	
8月	円	
9月	円	
10月	円	
11月		
12月		
1月		
2月		
3月	円	
年額合計	●●●円	
措置費請求額合計 (年額)	〇〇〇円	【年額上限】 国公立 279,960円(23,330円×12か月) 私立 414,480円(34,540円×12か月)

請求月	請求額	備考欄
4月	67,500円	
5月	×××円	
6月	0円	
7月	円	
8月	円	
9月	円	
10月	円	
11月		
12月		
1月		
2月		
3月	円	
年額合計	●●●円	
措置費請求額合計 (年額)	〇〇〇円	【年額上限】 国公立 279,960円(23,330円×12か月) 私立 414,480円(34,540円×12か月)

請求月	請求額	備考欄
4月	67,500円	
5月	×××円	
6月	0円	
7月	円	
8月	円	
9月	円	
10月	円	
11月		
12月		
1月		
2月		
3月	円	
年額合計	●●●円	
措置費請求額合計 (年額)	〇〇〇円	【年額上限】 国公立 279,960円(23,330円×12か月) 私立 414,480円(34,540円×12か月)

請求月	請求額	備考欄
4月	67,500円	
5月	×××円	
6月	0円	
7月	円	
8月	円	
9月	円	
10月	円	
11月		
12月		
1月		
2月		
3月	円	
年額合計	●●●円	
措置費請求額合計 (年額)	〇〇〇円	【年額上限】 国公立 279,960円(23,330円×12か月) 私立 414,480円(34,540円×12か月)

請求月	請求額	備考欄
4月	67,500円	
5月	×××円	
6月	0円	
7月	円	
8月	円	
9月	円	
10月	円	
11月		
12月		
1月		
2月		
3月	円	
年額合計	●●●円	
措置費請求額合計 (年額)	〇〇〇円	【年額上限】 国公立 279,960円(23,330円×12か月) 私立 414,480円(34,540円×12か月)

請求月	請求額	備考欄
4月	67,500円	
5月	×××円	
6月	0円	
7月	円	
8月	円	
9月	円	
10月	円	
11月		
12月		
1月		
2月		
3月	円	
年額合計	●●●円	
措置費請求額合計 (年額)	〇〇〇円	【年額上限】 国公立 279,960円(23,330円×12か月) 私立 414,480円(34,540円×12か月)

請求月

例入記

樣式14)

明証支拵加算特別時入学

次児童の高等学校入学に際し必要な学用品費(令和年月分)は、以下のとおりです。

（86、300円を上限として、実費を合算した額）

（様式15）

《記入例》

樣式14)

書明証習補

次の元重の高寺子校入子に際し必要な子用品真(节和半月刀)は、以下
のとおりです。

日 目 次 年 和 令

兒童名

次の児童の学習塾等にかかる経費(令和年月分)は、以下のとおりです。

金和年目日

＜補習を実施した学習塾等の情報＞

卷之二

※請求額は、1・2学年は20,000円、3学年は25,000円を月額上限として、実費を合算した額

江ノ島城跡の歴史と文化

《記 入 例》

(様式17-1)

就職支度費特別基準支給報告書

広島県知事様

令和●●年●月●●日

里親氏名 ◇ ◇ ○ ○

このことについて、次のとおり報告します。

5 対象児童等の状況	就職先名称 所在地 就職年月日 前職支度費特別基準 認定年月日 支給年月日	(株)〇〇〇 広島市〇〇区△△町 1-1 令和△△年××月××日 令和△△年××月〇〇日 令和△△年〇〇月〇〇日	対象児童等の状況 進学先所在地 入学予定日 年金受給の状況 保護者の状況	※対象児童本人の領収書を添付してください。
------------	--	--	--	-----------------------

《記 入 例》

(様式18)

大学進学等自立生活支度費特別基準申請書

令和●●年●月●●日

広島県知事様

里親氏名 ◇ ◇ ○ ○

標記について、次のとおり申請します。

1 施設名(種別)	里親氏名 ◇ ◇ ○ ○		
2 設置主体		措置(委託) 年月日	令和■■年■■月■■日
3 経営主体		措置(委託)解除予定期限	令和△△年△△月△△日
4 住所	(里親宅住所)	対象児童等の氏名	○ ○ ○ ○
5 対象児童等の状況	対象児童等の氏名 措置(委託)年月日 措置(委託)解除年月日 就職先名称 所在地 就職年月日 前職支度費特別基準 認定年月日 支給年月日	進学先所在地 入学予定期限 年金受給の状況 保護者の状況	○○○大学 広島市〇〇区△△町 1-1 令和△△年△△月△△日 有り又は無し 保謹者の状況
6 こども家庭センター所長の意見	こども家庭センターに申請した後、こども家庭センターにて記載し、こども家庭センターからこども家庭課にこの申請書を提出する。		

※ 進学先の合格通知書等の写しを添付してください。

《記入例》

(様式18-1)

大学進学等自立生活支度費特別基準支給報告書

様式19
(様式第1号)

広島県知事様
令和●●年●月●●日

このことについて、次のとおり報告します。

1 施設名(種別)	(施設)		
2 設置主体			
3 経営主体			
4 所在地	広島市中区基町10-52		
対象児童等の氏名	○○○○		
措置(委託)年月日	令和■■年■■月■■日		
措置(委託) 解除年月日	令和△△年△△月△△日		
進学者名	○○○大学		
所在地	広島市○○区△△町1-1		
進学年月日	令和△△年××月××日		
大学進学等自立生活 支度費特別基準認定 年月日	令和△△年××月○○日		
支給年月日	令和△△年○○月○○日		

※対象児童本人の領収書を添付してください。

《記入例》

様式19
(様式第1号)

里親委託児童通院費対象認定申請書

令和●●年●月●●日

広島県知事様
里親氏名 ◇ ◇ ○ ○

標記について、次のとおり申請します。

1 住 所	(里親宅住所)		
対象児童の氏名	○○○○	名 称	▲▲▲総合病院
通院先 (複数ある場合は別紙に記載)	廣島市中区※※※※	所 在 地	廣島市中区※※※※
2 対象児童等の 状 態	20 Km (往復)	通院距離 (往復)	20 Km (往復)
	円	通院頻度	3回/月
対象児童の状況	(具体的に記入してください)		
3 こども家庭センター 所長の意見	管轄のこども家庭センターが記入		

※「通院先が複数ある場合は、別紙(様式第1号(別紙))に記入してください。」

※「3こども家庭センターは、こども家庭センターにおいて記入します。」

里親委託児童通院費(支払証明書)

次の児童の通院に係る経費(令和●●年●月分)として、次のとおり支出しました。

令和●●年●月●●日
里親氏名 ◇ ○ ○ ○

児童氏名	○ ○ ○ ○	額
通院先 (該当する通院先種別に○を記入)	通院月日 (該当する欄に○を記入)	利用公共交通機関 公共交通機関 片道 10.4Km 2,100 円
○ 医療機関	△ 障害児通所支援	8／△ 8／● 8／□
▲▲▲総合病院	○ 乗用車	公共交通機関 往復 700 円 (20Km×35 円)
○ 医療機関	○ 乗用車	○ 乗用車 700 円×3 回=2,100 円 ①1km に満たない通院距離は、 金めない。
○ 医療機関	○ 乗用車	公共交通機関 ○ 乗用車
	合 計	2,100 円

里親措置費として支払われます。

※公共交通機関にて医療機関に通院した場合は、下記請求書に別途記入してください。
※乗用車(自家用車)を利用した場合、通院距離 1キロメートルにつき 35 円を計上してください。
※有料道路等を利用した場合又は公共交通機関を利用した場合は、領収書の写しを添付してください。

※通院先が複数ある場合、通院先ごとにまとめて記載して構いません。

※里親委託児童通院費は、専門里親の場合 15,000 円、専門里親以外の里親の場合 7,500 円
が支弁額の上限となります。

医療費(通院費)請求書

¥

次の児童の医療費(通院費)(令和 年 月分)を、上記のとおり請求します。

児童名 ○ ○ ○ ○

広島県知事様

令和 ■■ 年 ■ 月 ■■ 日
里親住所 広島市中区基町●●-●●
里親氏名 ◇ ○ ○ ○

医療費として支払われます。

通院先 ①	通院距離 (往復)	km	通院頻度
◆◆◆医院	◆◆◆	km	回/月
所在地	所在地	km	回/月
住 所	住 所	km	回/月
名 称	名 称	km	回/月

※すべての通院先について記入してください。
※必要があれば、裏面の欄も使用してください。

里親委託児童通院費に係る変更届出書

標記について、次の事項に変更(追加)がありましたので届け出ます。

令和 △△ 年 × 月 □□ 日
里親氏名 ◇ ◇ ○ ○ ○

児童氏名	○ ○ ○ ○	里親措置費として支払われます。
通院先 (該当する欄に○を記入)	通院月日 (該当する欄に○を記入)	利用公共交通機関 公共交通機関 片道 10.4Km 2,100 円
○ 医療機関	△ 障害児通所支援	8／△ 8／● 8／□
▲▲▲総合病院	○ 乗用車	公共交通機関 往復 700 円 (20Km×35 円)
○ 医療機関	○ 乗用車	○ 乗用車 700 円×3 回=2,100 円 ①1km に満たない通院距離は、 金めない。
○ 医療機関	○ 乗用車	公共交通機関 ○ 乗用車
	合 計	2,100 円

《記 入 例》

(様式22)

令和 年度施設機能強化推進費（社会体験・就労体験事業）所要額調査書

里親氏名
児童氏名

事業名	事業内容	支出額等
実施時期	内 容	事業費
令和 令和元年年度広島県インターンシップ合同企業説明会 年●月	令和〇〇年〇月●日 (△) 12:00～16:30 広島県立広島□□会館 (広島市南区比治山本町◆一◇) 参加費無料、バス利用：交通費往復3,200円 (片道1,600円)	3,200円
社会体験・就労体験事業 一般事業分	パンフレットや案内文等の事業が分かれる資料の添付が必要。	円
	交通費の支出金額が分かかる領収書の添付が必要。	円
		円
		円
合計		3,200円

様式23

《記 入 例》

受託支度費(支払証明書)

次の児童にかかる受託支度費(令和 年 月分)は、以下のとおりです。

令和 年 月 日

令和●●年●月●●日
里親氏名 ◇ ◇ ○ ○
児童氏名

児童名	内容	個数	金額	備考
○○○○	寝具一式	1セット	×××円	レシート①
	ベッド	1.	×××円	レシート②
	学習机	1.	×××円	レシート③
□□□□	乳児用食器	1セット	×××円	レシート①
	ベビーベッド	1.	×××円	レシート②
	チャイルドシート	1.	×××円	レシート③
	ベビーチェア	1.	×××円	レシート④
合計	計		×××円	

(44,630円を上限として、実費を合算した額)

※支出の根拠となる領収書等の写しを添付してください。
※請求は、受託月または受託月の翌月に計上を行ってください。

《記 入 例》

様式24

予防接種費用請求書

¥ 8,500円 一

自治体から助成（補助）を受けた場合は、助成を除いた額が請求額となります。

次の児童の予防接種費用を上記のとおり請求します。

児童名	学年	予防接種の種類	接種年月日	金額	自治体の助成の有無
○○○○	小1	ヒブワクチン	R元.6.10	5,000	有・無
"	"	水ぼうそう	R元.4.20	3,500	有・無
					有・無
					有・無
この記入例の場合、請求先は「措置費」となります。					
					有・無
					有・無
合 計				×××円	

注)添付書類

・医療機関の領収書原本

・各自治体からの助成を受けた場合は助成額が分かるもの
(助成を除いた額が請求額となります。)

令和××年□□月××日

里親住所

広島県知事様

里親氏名

《記 入 例》

様式25

防災対策費(支払証明書)

次の児童にかかる防災対策費(令和 年度分)は、以下のとおりです。

令和●●年●月●●日

里親氏名	◇ ◇ ○ ○		
内容	個数	金額	備考
○○○○	1 セット	×××円	レシート①
□□□	1.	×××円	レシート②
△△△	1.	×××円	レシート③
合計		×××円	

注) 支出の根拠となる領収書等の写しを添付してください。

注) 3月分の措置費で請求を行うこと。